

平成18年兵庫県規則第65号

住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録の更新の申請期限)

第2条 条例第3条第2項の規定による登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(登録の申請)

第3条 条例第4条第1項に規定する申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第4条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業として行う住宅改修工事の種類
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている場合にあつては、許可の種類、許可番号及び許可年月日
- (3) 申請の日の属する事業年度の直前3年の各事業年度における住宅改修工事の件数及び請負代金の額

3 条例第4条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 申請者が個人である場合にあつては、申請者（当該申請者が住宅改修業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、次に掲げる書類

ア 申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

イ 申請者が住宅改修業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（以下単に「未成年者」という。）である場合にあつては、その法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書（法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書）

ウ イに規定する役員が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書（法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書）

- (2) 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書

ア 登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

イ アに規定する役員が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書（法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書）

- (3) 契約主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

- (4) 技術主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

- (5) 契約主任者及び技術主任者の賃金台帳の写しその他の当該契約主任者及び技術主任者が申請者の従業者であることを証する書類（契約主任者又は技術主任者が申請者本人又は申請者の代表者若しくは役員である場合を除く。）

- (6) 技術主任者が条例第12条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

- (7) 申請者が建設業法第3条第1項の規定による許可を受けている場合にあつては、そのこ

とを証する書類

- (8) 申請の日の属する事業年度の直前3年の各事業年度における住宅改修工事の実績を示す帳簿、決算書その他の書類の写し
- (9) 申請者が第5条第2号の都道府県税を滞納していないことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 次の各号に掲げる書面の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第4条第2項に規定する誓約書 様式第2号
- (2) 前項第1号アからウまで並びに第2号ア及びイに規定する略歴書 様式第3号
- (3) 前項第3号に規定する略歴書 様式第4号
- (4) 前項第4号に規定する略歴書 様式第5号

(登録の通知)

第4条 条例第5条第2項の規定による通知は、住宅改修業者登録証（様式第6号）の交付をもって行うものとする。

(登録の拒否)

第5条 条例第6条第1項第8号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 契約主任者又は技術主任者が条例第6条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者
- (2) 登録に係る営業所の存する区域を管轄する都道府県に納付すべき都道府県税を滞納している者

(変更の届出)

第6条 条例第7条第1項の規定による届出は、住宅改修業登録事項変更届（様式第7号）により行わなければならない。

2 住宅改修業登録事項変更届には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第4条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき。 個人にあつては住民票の抄本又はこれに代わる書面、法人にあつては登記事項証明書
- (2) 条例第4条第1項第2号に掲げる事項に変更があったとき（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）。 登記事項証明書
- (3) 条例第4条第1項第3号に掲げる事項に変更があったとき。 第3条第3項第2号ア又はイに規定する書類及び同条第4項第1号に規定する誓約書（役員に関するものに限る。)
- (4) 条例第4条第1項第4号に掲げる事項に変更があったとき。 第3条第3項第1号イ又はウに規定する書類及び同条第4項第1号に規定する誓約書（法定代理人に関するものに限る。)
- (5) 条例第4条第1項第5号に掲げる事項に変更があったとき。 第3条第3項第3号及び第5号に規定する書類
- (6) 条例第4条第1項第6号に掲げる事項に変更があったとき。 第3条第3項第4号から第6号までに規定する書類
- (7) 第3条第2項第2号に掲げる事項に変更があったとき。 同条第3項第7号に規定する書類

(廃業等の届出)

第7条 条例第9条第1項の規定による届出は、住宅改修業廃業等届(様式第8号)により行わなければならない。

(技術主任者)

第8条 条例第12条第1項第2号に規定する規則で定める資格は、一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士又は二級管工事施工管理技士、技術士(建設部門に係るものに限る。)、建築設備士その他これらに類するものとして知事が認める資格とする。

2 条例第12条第1項第3号に規定する規則で定める年数は、10年とする。

(定期報告)

第9条 条例第14条第1項の規定による報告は、毎事業年度経過後4月以内に、定期報告書(様式第9号)及び次に掲げる書類を提出することにより行わなければならない。

- (1) 住宅改修工事の実績を示す帳簿、決算書その他の書類の写し
- (2) 条例第13条第3項の研修を受け、又は従業者に受けさせた実績があるときは、その実績を証する書類
- (3) 申請者が第5条第2号の都道府県税を滞納していないことを証する書類

2 条例第14条第1項に規定する規則で定める事項は、第5条第2号の都道府県税の納付の状況とする。

(帳簿の備付け等)

第10条 条例第16条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 住宅改修工事の注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 住宅改修工事の場所
- (3) 住宅改修工事の期間
- (4) 住宅改修工事の種類
- (5) 請負代金の額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 条例第16条に規定する帳簿は、住宅改修工事の契約ごとに作成しなければならない。

3 住宅改修業者は、条例第16条に規定する帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後10年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(身分証明書の様式)

第11条 条例第19条第2項に規定する証明書の様式は、様式第10号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第13号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

住宅改修業登録(更新)申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

.....
電話() -

.....
電子メール

住宅改修事業の適正化に関する条例第3条の規定により、次のとおり住宅改修業の登録を申請します。

申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人	住所	電話() - 番	
	氏名		
法人にあっては、その役員	氏名	役名	
業として行う住宅改修工事の種類			
登録の種類	新規	更新	
更新にあっては、現に受けている登録の登録年月日及び登録番号	年	月	日
	第	号	

備考 1 登録を受けたい商号がある場合には、氏名に併記してください。

2 「登録の種類」の欄は、該当事項を○で囲んでください。

(第2面)

申請者又はその役員 が未成年者である場 合にあっては、その 法定代理人	住所（法人にあっ ては、主たる事務 所の所在地）	電話（ ） — 電子メール	
	氏名（法人にあっ ては、名称及び代 表者の氏名）		
	法人にあっては、 その役員	氏 名	役 名
その未成年者の 氏名			

(第3面)

建設業法 第3条第 1項の規 定による 許可に関 する事項	許可の種類		許可番号		許可年月日
	一般建設 業又は特 定建設業 の別	許可を受けた 建設業			
			国土交通大臣 知事	許可()第 号	
			国土交通大臣 知事	許可()第 号	
			国土交通大臣 知事	許可()第 号	
			国土交通大臣 知事	許可()第 号	
直前3年 の各事業 年度にお ける住宅 改修工事 の件数及 び請負代 金の額	第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元 請	件	千円	
		下 請	件	千円	
		計	件	千円	
	第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元 請	件	千円	
		下 請	件	千円	
		計	件	千円	
	第 期 年 月 日から 年 月 日まで	元 請	件	千円	
		下 請	件	千円	
		計	件	千円	

(第4面)

営業所	名称	
	所在地	電話 () - 電子メール
	契約主任者の氏名	
	技術主任者の氏名	
営業所	名称	
	所在地	電話 () - 電子メール
	契約主任者の氏名	
	技術主任者の氏名	
営業所	名称	
	所在地	電話 () - 電子メール
	契約主任者の氏名	
	技術主任者の氏名	
営業所	名称	
	所在地	電話 () - 電子メール
	契約主任者の氏名	
	技術主任者の氏名	
営業所	名称	
	所在地	電話 () - 電子メール
	契約主任者の氏名	
	技術主任者の氏名	

誓 約 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（ ）

.....
電子メール

申請者は、住宅改修事業の適正化に関する条例第6条第1項各号に該当しないこと及び同条例第13条各項に規定する事項を遵守することを誓約します。

住宅改修事業の適正化に関する条例（抜粋）

（登録の拒否）

第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第18条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 住宅改修業を営む法人が第18条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 建設業法の規定による許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者又は同法の規定による営業の停止若しくは禁止の処分を受け、その処分の期間が経過しない者
- (4) 建設業法その他の法令若しくは条例又はこれらに基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 住宅改修業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに第11条第1項に規定する契約主任者及び第12条第1項に規定する技術主任者を選任していない者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める者

（登録住宅改修業者の遵守事項）

第13条 登録住宅改修業者及びその従業者は、知事が定める倫理規程を遵守しなければならない。

2 登録住宅改修業者及びその従業者は、住宅改修工事に係る契約を締結するときは、知事が定める契約に関する指針に従い契約書を作成しなければならない。

3 登録住宅改修業者は、定期的に住宅改修業の業務の適正化に資するものとして知事が指定する研修を受け、又はその従業者に当該研修を受けさせるよう努めなければならない。

様式第3号（第3条関係）

申請者(本人・法定代理人・法定代理人の役員・法人の役員)の略歴書

年 月 日

住所.....

氏名.....

年 月 日生

電話（.....）.....

電子メール.....

次のとおり相違ありません。

職 歴	期 間	職 務 内 容	勤 務 先
	年 月～年 月		
行 政 処 分 等	年 月 日	行 政 処 分 等 の 内 容	

- 備考
- 「職歴」の欄には、最近のものから順次記入してください。また、法定代理人の役員又は法人の役員にあっては、職務内容には役名も記入してください。
 - 「行政処分等」の欄には、住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく処分を受けた経歴、建設業法に基づく処分を受けた経歴及び建設業法その他の法令若しくは条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴について記入してください。

契 約 主 任 者 の 略 歴 書

年 月 日

住所.....

氏名.....

年 月 日生

電話（.....）..... -

電子メール.....

次のとおり相違ありません。

	期 間	職 務 内 容	勤 務 先
	年 月～年 月		
契 約 業 務 に 係 る 職 歴			
行 政 処 分 等	年 月 日	行 政 処 分 等 の 内 容	

- 備考
- 1 「契約業務に係る職歴」の欄には、最近のものから順次記入してください。また、職務内容には役職名も記入してください。
 - 2 「行政処分等」の欄には、住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく処分を受けた経歴、建設業法に基づく処分を受けた経歴及び建設業法その他の法令若しくは条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴について記入してください。

技 術 主 任 者 の 略 歴 書

年 月 日

住所.....

氏名.....

年 月 日生

電話（.....）.....-

電子メール.....

次のとおり相違ありません。

技術主任者の選任に関する 該当条項		住宅改修事業の適正化に関する条例 第12条第1項第.....号	
資格の種類及び登録番号等			
講習会	修了番号		
	修了年月日		
住宅改修工事に係る 職歴	期 間	職 務 内 容	勤 務 先
	年 月～年 月		
行政処分等	年 月 日	行政処分等の内容	

- 備考
- 「住宅改修工事に係る職歴」の欄には、最近のものから順次記入してください。
 - 「行政処分等」の欄には、住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく処分を受けた経歴、建設業法に基づく処分を受けた経歴及び建設業法その他の法令若しくは条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴について記入してください。

住宅改修業登録事項変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（.....）.....

.....
電子メール.....

住宅改修事業の適正化に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり住宅改修業登録事項に変更がありましたので届け出ます。

変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更事項	変更前	
	変更後	
登録番号	第 号	
登録年月日	年 月 日	

住宅改修業廃業等届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所.....
 氏名.....
 電話（.....）.....
 電子メール.....

住宅改修事業の適正化に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり住宅改修業の廃業等
 をしましたので届け出ます。

住宅改修業者の商号、氏名又は名称	
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の内容	住宅改修業者の死亡 合併による法人の消滅 破産による法人の解散 散 その他の理由による法人の解散 住宅改修業の廃止
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
住宅改修業者との関係	相続人 元代表役員 破産管財人 清算人 本人 代表役員

備考 「廃業等の内容」の欄及び「住宅改修業者との関係」の欄は、該当事項を○で囲んでください。

(裏面)

	注文者	元請又は 下請の別	工事名 (主な住宅改修工事の種類)	工事現場のあ る市町村名	請負代 金の額	着工年月日	
						完成又は完成予定年月日	
住宅改修工事の請負の実績					千円	年 月 日	年 月 日
					千円	年 月 日	年 月 日
					千円	年 月 日	年 月 日
					千円	年 月 日	年 月 日
					千円	年 月 日	年 月 日
					千円	年 月 日	年 月 日
					千円	年 月 日	年 月 日
					千円	年 月 日	年 月 日
					千円	年 月 日	年 月 日
					千円	年 月 日	年 月 日
					千円	年 月 日	年 月 日
					千円	年 月 日	年 月 日
合 計	元請			件		千円	
	下請			件		千円	

様式第10号（第11条関係）

（表面）

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名
上記の者は、住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）第19条第1項の規定により立入検査等を行うことができる者であることを証明する。
年 月 日
兵庫県知事 印

5.5
センチメートル

8.5センチメートル

（裏面）

住宅改修事業の適正化に関する条例（抜粋）
（報告徴収、立入検査等）
第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、登録住宅改修業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、登録住宅改修業者が行う住宅改修工事の場所若しくは登録住宅改修業者の営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。